

○鷹野橋職員会館の管理運営規程

昭和59年4月1日

互助会規程第20号

改正 平成5年2月15日 平成11年1月19日
平成19年3月23日 平成21年11月30日
平成25年10月1日 平成28年3月31日
平成30年10月1日

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人広島市職員互助会運営規則（昭和59年互助会規則第1号）第15条の規定に基づき、会員及びその家族の福利厚生施設である鷹野橋職員会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会館の位置)

第2条 会館の位置は、広島市中区大手町五丁目6番3号に置く。

(事業)

第3条 会館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 文化施設の提供
- (2) 体育施設の提供
- (3) 元気回復施設の提供
- (4) 集会室及び会議室の提供
- (5) 娛樂室の提供
- (6) その他福利厚生に関する事業

(利用者の範囲)

第4条 会館を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 部内者

ア 広島市職員及びその家族

イ 一般財団法人広島市職員互助会（以下「互助会」という。）及び広島市職員共済組合の職員並びにその家族

ウ その他理事長が別に認める者

(2) 部外者

理事長が別に認める者

(休日及び開館時間)

第5条 会館の休日及び開館時間は次のとおりとする。ただし、都合により変更することができるものとする。

(1) 休日

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(利用料金)

第6条 部内者の利用料金は、無料とする。ただし、部外者の利用料金は、この限りでない。

2 部外者の利用料金は、理事長が定める。

(利用の承認)

第7条 部内者で会館を利用しようとする者は、会館に利用の申込みを行い、事前にその承認を受けなければならない。ただし、トレーニング室、談話室、娯楽室の平日の午後0時から午後1時の間の利用については、この限りでない。

2 部外者の利用の承認に関する事項は、理事長が定める。

(利用申込みの取消し又は変更)

第8条 前条の規定により利用の承認を受けた後に、その申込みを取消し、又は変更しようとするときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(違約金)

第9条 前条に規定する場合において、既にその申込みに基づき、諸準備を行ったときは、申込書から契約金を徴収することがある。

(利用者の心得)

第10条 会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、会館内の秩序を守り、他の利用者の迷惑にならないように注意するとともに、会館内の器物等を破損、汚損又は滅失してはならない。

2 故意又は重大な過失によって、会館の設備等に損害を与えた場合は、これを弁償しなければならない。

(利用料金の支払)

第11条 施設の利用料金は、前納するものとする。

(違反者の措置)

第12条 理事長は、前2条の規定に違反した者に対し、退館を命じ、又は以後の利用を禁止することができる。

第13条 削除

(運営経費)

第14条 会館の運営に要する経費は、互助会及び広島市水道局職員互助会において負担するものとする。

(業務の委託)

第15条 食事の提供及び会館管理運営等の業務は、理事長の指定する者に委託してこれを行うことができる。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 15 日）

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 1 月 19 日）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日）

この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。